



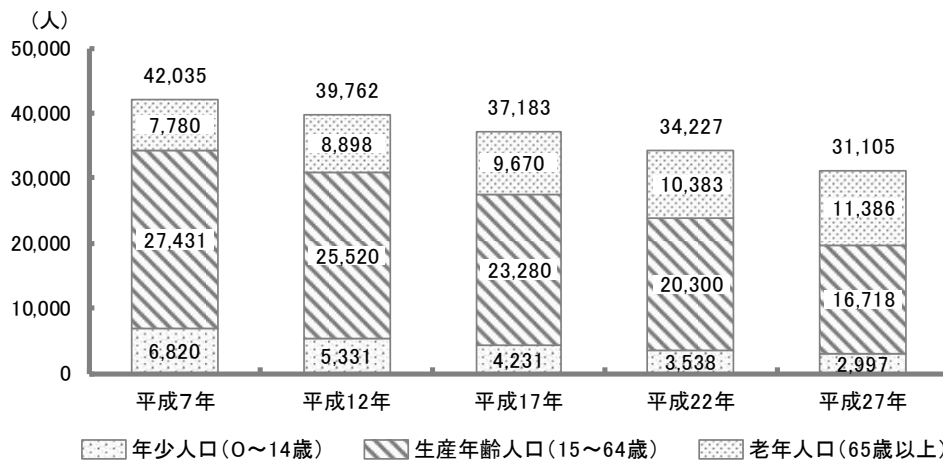
第 2 章

本市の男女共同参画にかかるとる状況

1 人口の状況

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成 27 年（2015 年）で 31,105 人となっています。また、年齢 3 区分別でみると、老年人口（65 歳以上）は年々増加している一方で、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）は年々減少しています。

年齢 3 区分別人口



資料：国勢調査

年齢 3 区分別人口の構成比をみると、老年人口（65 歳以上）の割合が年々上昇しており、平成 27 年（2015 年）で 36.6%となっています。

年齢 3 区分別人口

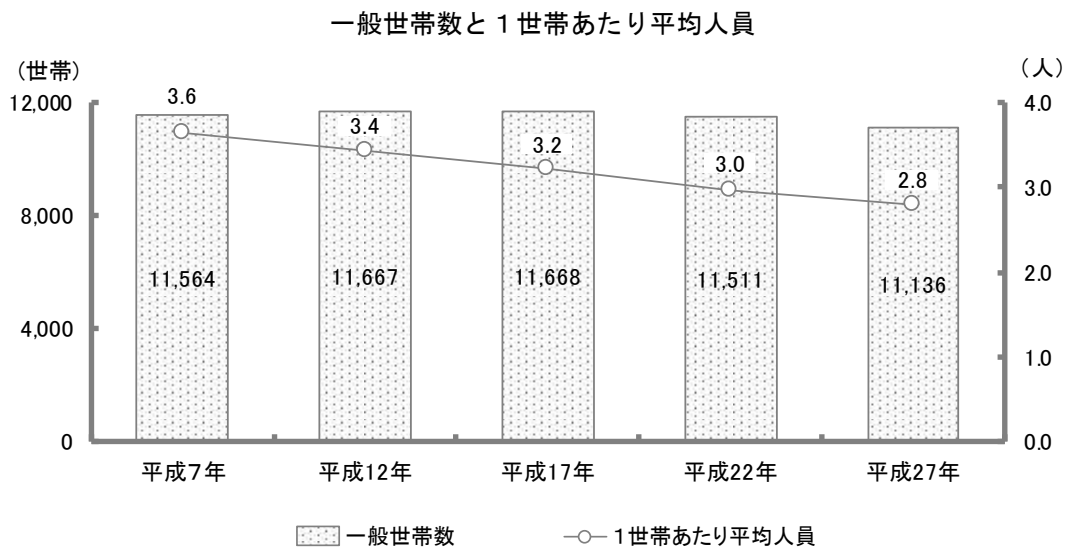


資料：国勢調査

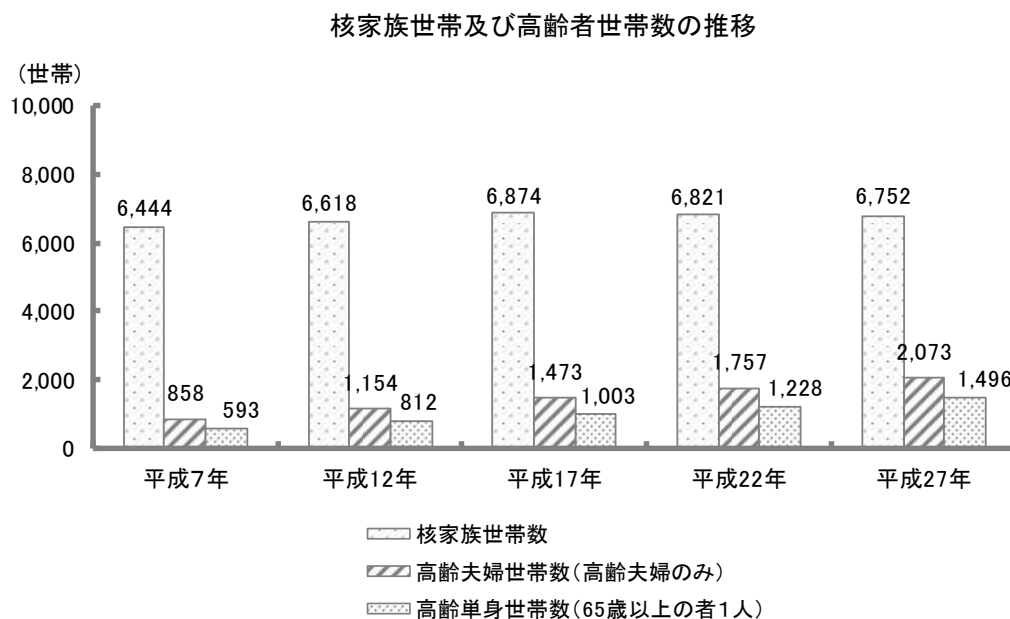
2 世帯の状況

一般世帯数は減少傾向がみられ、平成27年（2015年）は11,136世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年（2015年）は2.8人となっています。

核家族世帯数は、平成17年（2005年）までは増加していましたが、平成22年（2010年）以降は減少しています。高齢夫婦世帯数（高齢夫婦のみ）、高齢単身世帯数（65歳以上の者1人）は年々増加しています。



資料：国勢調査

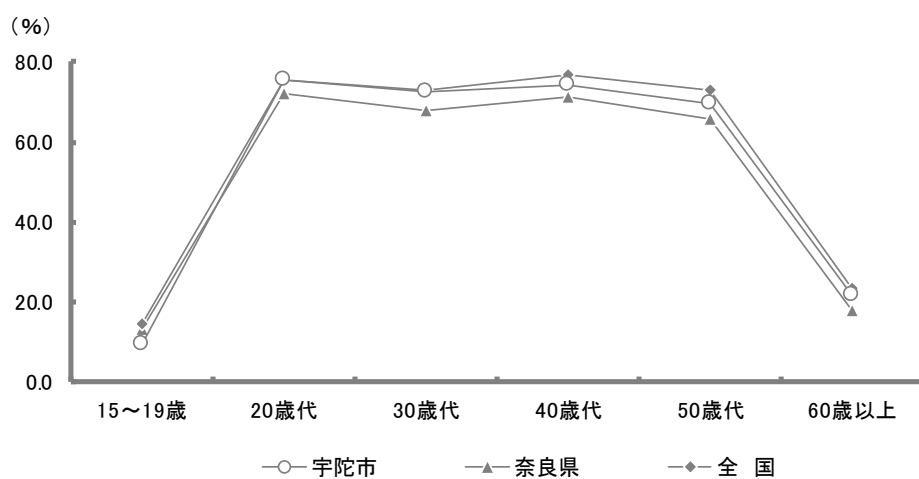


資料：国勢調査

3 就労の状況

平成 27 年（2015 年）国勢調査における女性の労働力率を県や国と比較すると、30 歳代の女性の労働力率は県より高く、72.7%となっています。

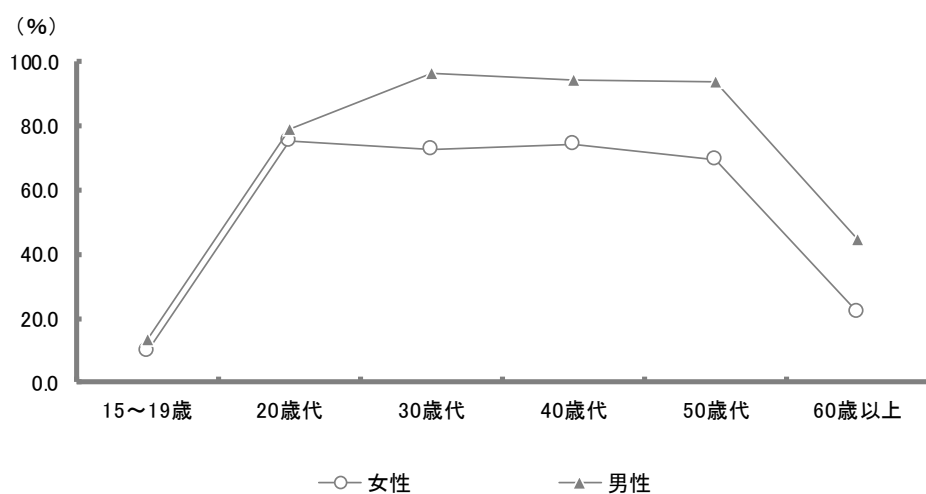
女性の労働力率



資料：国勢調査（平成 27 年）

男女別労働力率をみると、15~19 歳、20 歳代でほぼ同水準で推移しており、30 歳代以上ではいずれの年代でも男性が女性を上回っています。

男女別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成 27 年）

4 生活困窮者自立支援の状況

生活困窮者※立相談支援窓口での相談者数についてみると、平成 28 年度で新規相談者数は 14 人、前年度からの継続は 5 人となっており、合計 19 人となっています。

平成 26 年度からは大きな変化はなく、20 人程度を推移しています。

生活困窮者自立相談支援窓口での相談者数について

単位：人

| 年度 | 新規相談者数 | | 前年度からの継続 | | 合計 | |
|----------|--------|-----|----------|-----|------|-----|
| | (男) | (女) | (男) | (女) | (男) | (女) |
| 平成 26 年度 | 18 | | 0 | | 18 | |
| | (9) | (9) | (0) | (0) | (9) | (9) |
| 平成 27 年度 | 15 | | 5 | | 20 | |
| | (12) | (3) | (2) | (3) | (14) | (6) |
| 平成 28 年度 | 14 | | 5 | | 19 | |
| | (7) | (7) | (4) | (1) | (11) | (8) |

5 就学援助費支給認定者数の状況

就学援助認定者数※でみると、要保護の人数はほぼ横ばいで推移しています。また、準要保護でみると、年々減少傾向にあり、平成 28 年度（2016 年度）では小学校で 104 人、中学校で 71 人となっています。

就学援助認定者数について

単位：人

| 年度 | 要保護 | | 準要保護 | |
|----------|-----|-----|------|-----|
| | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 |
| 平成 24 年度 | 6 | 7 | 114 | 84 |
| 平成 25 年度 | 6 | 5 | 109 | 70 |
| 平成 26 年度 | 5 | 5 | 101 | 72 |
| 平成 27 年度 | 5 | 4 | 100 | 78 |
| 平成 28 年度 | 5 | 7 | 104 | 71 |

※生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

※就学援助認定者

学校教育法第 19 条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒。

6 第1次計画の評価とアンケート調査結果

(1) 第1次計画の評価

「男は仕事、女は家庭」と意識する割合（女性）、「市職員の管理職に占める女性の割合（課長級以上）」、「女性の就業率（35～49歳）」の指標では、割合が10ポイント以上増加しており、改善がされています。

一方、「自治会における女性の会長の割合」、「男性の育児・介護休業の取得率（庁内）」、「校長・教頭職への女性職員の占める割合」が減少しており、悪化傾向がみられます。

| 検証指標 | 目標 | 計画策定時 | 現状 |
|--|------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 100%に近づける | 男性：64.5% 女性：55.0% | 男性：67.7% 女性：58.4% |
| 「男は仕事、女は家庭」と意識する割合 （「どちらかといえば正しいと思わない」 「正しいとは思わない」の割合） | 100%に近づける | 男性：52.4% 女性：57.4% | 男性：63.5% 女性：67.1% |
| 審議会等における女性の登用率 | 30%（国参照） | 14.5% （平成19年（2007年） 4月1日） | 21.7% （平成29年（2017年） 3月31日） |
| 市職員の管理職に占める女性の割合 （課長級以上） | 女性管理職の増加 | 22.4% （平成19年（2007年） 4月1日） | 32.9% （平成28年（2016年） 4月1日） |
| 自治会における女性の会長の割合 | 20%に近づける | 3.3% （平成19年（2007年）） | 1.4% （平成29年（2017年） 4月1日） |
| 男性の育児・介護休業の取得率（庁内） | 5% | 3.2% （平成18年（2006年）） | 1.42% （平成28年中（2016年）： 介護のみ） |
| 女性の就業率（35～49歳） | 60%（奈良県参照） | 57.5% （平成17年（2005年）） | 68.6% （平成27年（2015年） 国勢調査） |
| 校長・教頭職への女性職員の占める割合 | 継続的に増加 | 7.1% （平成19年（2007年）） | 10.0% （平成29年（2017年） 4月1日） |

(2) アンケート調査の概要

① 調査の目的

「宇陀市男女共同参画計画」を見直し、新たな「宇陀市男女共同参画計画(第2次)」の策定にあたり、市民の方の男女共同参画に対する課題やニーズを把握するため実施しました。

また、働く女性・男性の就業実態と企業経営者・責任者の方が、男女共同参画推進についてどのような意識を持っているか実態を把握するために事業所の調査についても実施しました。

② 調査対象

- ・宇陀市在住の18歳以上の方の中から男性1,000人、女性1,000人を無作為抽出
- ・従業員20人以上の市内の事業所

③ 調査期間

平成29年(2017年)2月10日から平成29年(2017年)2月24日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

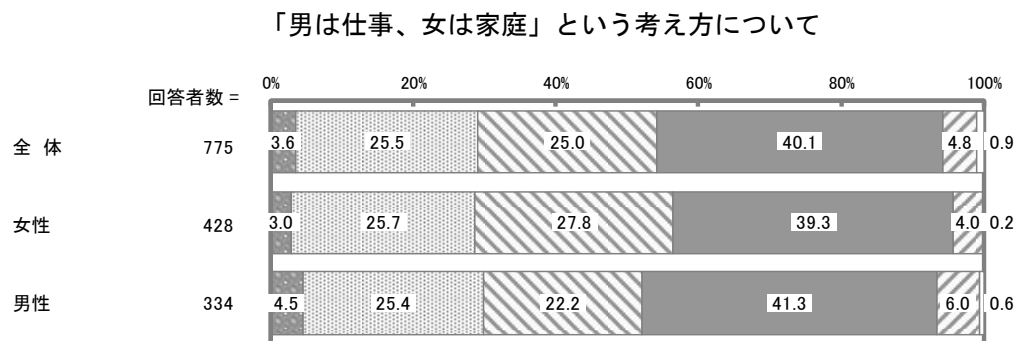
⑤ 回収状況

一般調査：2,000通配布、775通回収(有効回答数38.8%)

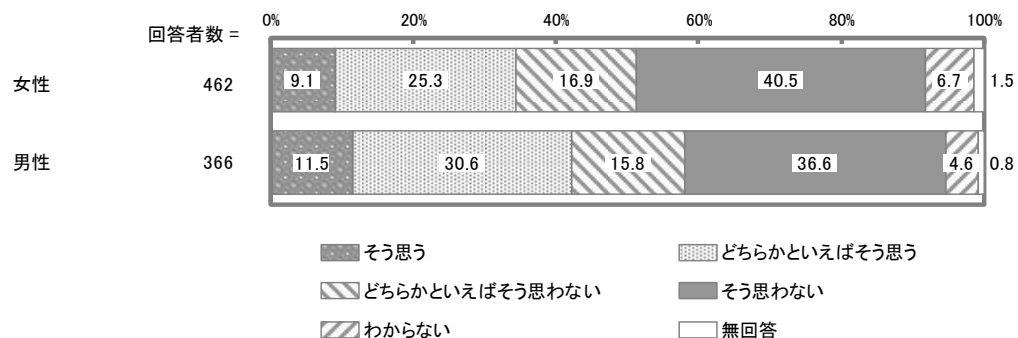
事業所調査：22通配布、12通回収(有効回答数54.5%)

（3）アンケート調査結果

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、前回調査に比べ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”人の割合は減少しています。



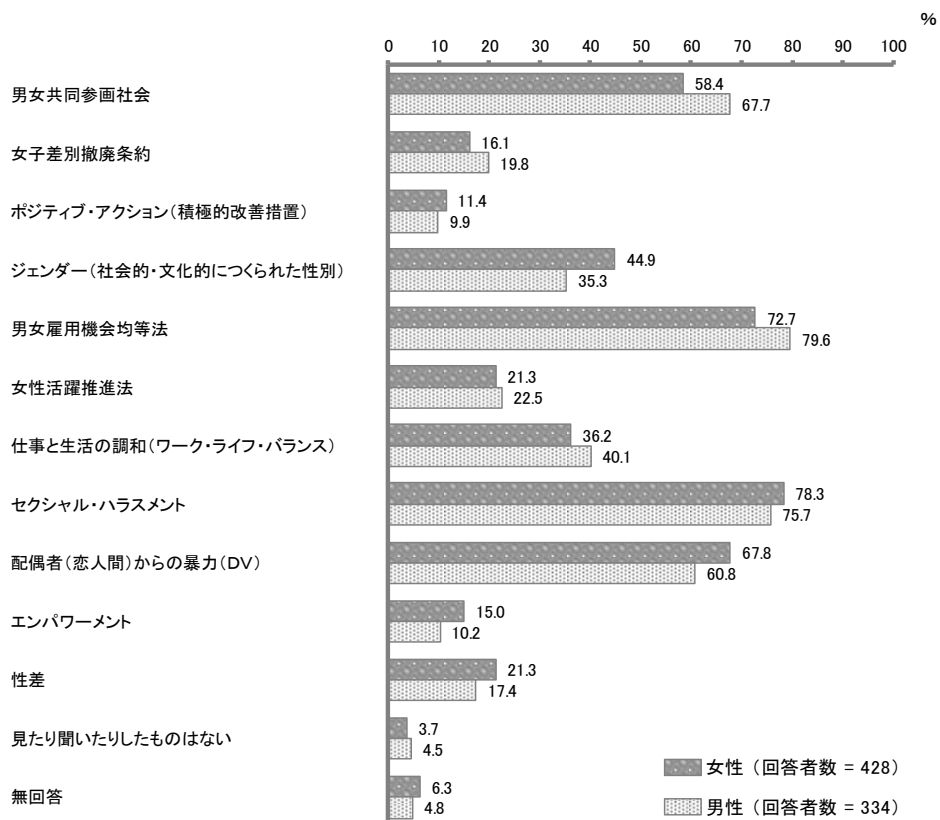
【前回調査】



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男女共同参画に関する用語の周知度を性別にみると、男性に比べ、女性で「ジェンダー※（社会的・文化的につくられた性別）」「配偶者（恋人間）からの暴力（DV）」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「男女共同参画社会」「男女雇用機会均等法」の割合が高くなっています。

用語の周知度について



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

7 本市の男女共同参画の課題

第1次計画の体系に沿って、本市の男女共同参画の課題をみていきます。

(1) 男女共同参画の意識づくり

- 社会制度や慣行の見直しにつながる、身近で実践的な、幅広い世代にわかりやすい啓発活動を進める必要があります。
- 家庭・保育所・幼稚園・こども園・学校における男女平等教育の充実が必要です。
- 性別に関わりなく、多様な学習機会を選択できる環境づくりが重要です。
- 生涯学習や社会教育において、男女平等の理念を推進する教育・学習が必要です。

(2) 男女の人権を尊重する社会づくり

- 市民の認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。
- DV等をはじめとするあらゆる暴力等の被害者が相談しやすい相談体制の整備、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に対応する必要があります。

(3) 男女がともに支え合う家庭づくり

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働時間の短縮や休暇取得の推進、子育て支援や介護サービスの充実などが必要です。

(4) 男女共同参画による地域づくり

- 男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発する、参画意欲を高揚するために誰もが参加できるきっかけづくり等が必要です。

(5) 働きやすい職場づくり

- ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠です。
- 育児休業や介護休業制度の取得を図るとともに、雇用者側にも、男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発が必要です。
- 女性のチャレンジに対する支援策の充実が求められます。
- 農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組める環境づくりが必要です。

(6) だれもが参画できる環境づくり

- 市の管理職員への女性登用や審議会等における女性の参画をさらに進め、男性・女性の双方の視点に立って市政を考えていくことが必要です。
- 市内に在住する外国の人達が安心して生活できるよう、互いに思いやりを持って関係づくりを図っていくことが重要です。
- 介護が必要な高齢者やその家族をはじめ、障がい者やひとり親家庭などがあらゆる社会に参画できるよう、相談支援、自立支援に向けた体制づくりが必要です。
- 社会的に不利な立場に置かれ、支援を必要とする世帯には多面的に支援する必要があります。